

錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年10月21日(月)午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第23号 農地法第3条許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第26号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)について

議長 只今より平成25年度第7回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に18番安水委員と19番徳永委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いいたします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委員 (委員からの発言なし)

議長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。
「議案第23号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第23号 農地法第3条許可申請について」説明します。
受付番号15号の譲渡人は W・Y さん A 自治会の方です。一方、譲受人は W・Y さん S 自治会の方です。この申請は、贈与による所有権移転となっております。
申請地は、
・ 神川字差出ヶ山7602番2、地目は台帳、現況ともに畑、地積は1,213㎡
次が、神川字差出ヶ山7602番3、地目は台帳、現況ともに畑、地積は4,067㎡
で、2筆の合計は、5,280㎡となります。

譲受人の W・Y さんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は、自作地19,123㎡、小作地2,405㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。
農作業歴は40年となっており、甘藷と茶を主体に経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機がそれぞれ1台となっています。

事務局 次に、受付番号16号の譲渡人は W・Y さん A 自治会の方です。一方、譲受人は A・M さん A 自治会の方です。この申請は、売買による所有権移転となっております。
申請地は、
・ 神川字差出ヶ山7608番1、地目は台帳現況ともに畑、地積は3,819㎡です。

譲受人の A・M さんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は、自作地17,883㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。
農作業歴は48年となっており、甘藷を主体に経営をされています。
農業機械の所有状況は、耕うん機が1台となっています。

受付番号15号と16号の担当調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員です。

事務局 | 次に、受付番号17号の譲渡人は N・N さん K 自治会の方です。一方、譲受人は N・T さん K 自治会の方です。この申請は、贈与による所有権移転となっています。

申請地は、

・神川字外園433番、地目は台帳、現況ともに田、地積は1,326㎡

次が、神川字城833番、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は261㎡

次が、神川字蕨ヶ迫2057番3、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は815㎡ で3筆の合計は、2,402㎡となります。

譲受人の N・T さんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は、自作地6,702㎡、小作地876㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。

農作業歴は23年となっており、水稻、甘藷を主体に経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクターと耕うん機がそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、7番の牧原委員です。

事務局 | 次に、受付番号18号の譲渡人は M・Y さん M 自治会の方です。一方、譲受人は M・M さん M 自治会の方です。この申請は、売買による所有権移転となっています。申請地は、

・神川字フノ木7060番4、地目は台帳、現況ともに畑、地積は1,859㎡

次が、神川字フノ木7063番2、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は3,244㎡ で、2筆の合計は、5,103㎡となります。

譲受人の M・M さんの経営規模は、世帯員5、労働力4で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は、自作地22,953㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。

農作業歴は38年となっており、水稻、大根を主体に経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、ショベル、トラックがそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、11番の宿利原委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、厚ヶ瀬委員から順次、調査報告をお願いします。

初めに、受付番号15号と16号について、5番厚ヶ瀬委員、お願いいたします。

5番

厚ヶ瀬委員

報告いたします。

受付番号15号の譲渡人 W・Y さんと譲受人の W・Y さんは、兄弟でございます。事務局の方から説明がございましたように贈与でございます。

Y さんの経営状況としましては、年間従事されていまして、農地の利用等もきれいに管理されています。

お茶が主なんですが、防除機、摘採機など必要な機械は揃っていて、何ら問題はないかと思えます。

審議の方をよろしく申し上げます。

受付番号16号の譲受人は、A・M さんですが、以前、お茶を栽培されてまして、この場所は、現在、お茶が植わっていますが、M さんが管理をされてきたものです。

先月、利用権設定で、J 茶工場の方に2町3反という面積を貸し付けることになったところですが、ここについては、委託加工をするということになっています。

M さんにつきましては、農作業は年間従事されていまして、農地の利用状況等につきましても、美義さんは、きれいに土手払い等もされていまして、何ら問題はないかと思えます。

審議の方をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

次に、7番牧原委員、調査報告をお願いいたします。

7番 牧原委員 受付番号17号の N さんの件について説明をします。
N さんと T さんのお父さんが兄弟ということで、叔父・甥の関係になりまして、この件については、亡くなられている T さんのお父さんと N さんが、いっしょに田畑も作っていらっしやったということで、N さんは、これらの農地の名義も T さんのお父さんの名義になっているものと思っていたみたいです。
小作地の876㎡については、N さんから借りて耕作しているということです。金銭問題はないということで、名義の書き換えということで、贈与という形の申請になっております。
T さんは兼業農家なんですけど、従事日数は150日以上ということで、仕事が終わって、帰ってきてから農業をしています。
米、豆等も一所懸命作ってらっしやって、畑についても適切に管理をされていらっしやいますので、何ら問題はないんじゃないかならうかと思えます。
よろしく願いをいたします。 終わります。

議 長 ありがとうございます。
次に、受付番号18号については、11番の宿利原が報告いたします。

11番 宿利原委員 この受付番号18号は、M・M さんが、親戚である Y さんの畑を買ったものですが、M さんは、畑の利用状況や、その他の条件を全てクリアしておりますので、何ら問題はないかと思えます。
畑の値段は、親戚ということで全部で80万円です。

議 長 それでは、ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、受付番号15号から18号について、質問、異議等はございませんか。

18番 安水委員 16号は売買だと思うのですが、単価の方は。

5番 厚ヶ瀬委員 それを本人にも聞いたんですけど、教えてもらえませんでした。売買の方は、10年位前に終わっておったんですね。

15番 落司委員 抵当に入っちゃって、名義が変わらんち云うことで、今度、変わったんじゃないんですか。

5番 厚ヶ瀬委員 その件もありました。

18番 安水委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 異議なしと認めます。
「議案第23号 農地法第3条許可申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第23号 農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 S 委員の退室を求めます。 (S 委員=退室)

次に 「議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」 を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」 説明いたします。

受付番号5号の譲渡人は I・A さん S 自治会の方です。

申請地は、

・ 神川字金吹谷岡6413番3、地目は台帳現況とも畑、地積は1,138㎡

次が、神川字金吹谷岡6413番4、地目は台帳現況とも畑、地積は4,381㎡で、2筆の合計は、5,519㎡になります。

譲受人の S・H さんは、S 自治会の方です。

S さんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、自作地が16,182㎡、小作地が5,271㎡で、甘藷、加工用大根を主体に経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台の他、軽トラック、タイヤショベル、甘藷掘取機がそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、6番の黒瀬委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、6番黒瀬委員、調査報告をお願いいたします。

6番黒瀬委員 | それでは、報告いたします。受付番号5号の案件でございます。先月、あっせん申し出のあった案件でございます。売買による所有権移転となります。

譲受人の S さんにつきましては、S 委員でございます。

この土地につきましては、南部開発地の土地でございます。2筆でございますけれども、造成当時は1m位の畦畔がございましたけれども、現在は、1枚になっています。

この農地は、S さんが長いこと借りて耕作されていたというようなことで、前々年まではタバコを作られていましたが、タバコ廃作後は、夏場はかんしょ、冬場については上場大地の基幹作物である干し大根というようなことで、年間を通じて耕作をされている大規模農家でございます。

事務局からも説明がございましたとおり、農業機械の所有などそれぞれの要件については全てをクリアしている方でございます。

価格については、10a当たり55万円というようなことでございます。

以上です。 よろしくをお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号5号について、質問、異議等はありませんか。

19番徳永委員 | ここは、水が来ているんですか。

6番黒瀬委員 | はい、南部開発地ですから。

議長 | 他にありませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」 を採決します。

お諮りします。 議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」 は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | ここで、 S 委員の入室を許します。 (S 委員：入室)

議長 黒瀬委員から他の会議出席のため、この後（あと）の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、これを許します。

（黒瀬委員：退席）

議事を進めます。

次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、53筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を5回に分けて行い、その都度、議決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 （委員の中から「異議なし」の声）

議長 異議なしと認めます。

それでは、受付番号90号から104号までについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

まず、受付番号90号から93号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この4件の貸し人は、M・Iさん、S自治会の方です。

申請地は、

90号が、馬場字旭原4208番1、現況地目は畑、地積は、1,301㎡

91号が、馬場字旭原4209番2、現況地目は畑、地積は、518㎡

92号が、馬場字旭原4214番1、現況地目は畑、地積は、3,134㎡

93号が、馬場字旭原4215番1、現況地目は畑、地積は、650㎡で、

4筆の合計は、5,603㎡となります。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で33,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者は補助者を含め5、雇用は10人で年間150日、自作地35,374㎡、小作地89,909㎡で、甘藷と茶を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター5台の他、ハーベスタ、トラック4t、2tダンプ、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、2番の鈴委員です。

次の、受付番号94号から98号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この5件の貸し人は、Y・Nさん、N自治会の方です。

申請地は、

94号が、田代麓字立神5150番62、現況地目は田、地積は、599㎡

95号が、田代麓字立神5150番64、現況地目は田、地積は、933㎡

96号が、田代麓字立神5150番68、現況地目は田、地積は、715㎡

97号が、田代麓字立神5150番69、現況地目は田、地積は、714㎡

98号が、田代麓字立神5150番72、現況地目は田、地積は、682㎡で、

5筆の合計は、3,643㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で米5俵となっています。

借り人は、U・Kさん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地4,847㎡、小作地4,074㎡で、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は180日、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、ハーベスタ、軽トラック、田植機がそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、3番の東郷委員です。

事務局

次の、受付番号99号と100号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、K・Mさん、K県在住の方です。

申請地は、

99号が、城元字中牟田1665番3、現況地目は田、地積は、1,468㎡

100号が、城元字中牟田1673番、現況地目は田、地積は、479㎡で、2筆の合計は、1,947㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で60,000円となっています。

借り人は、N・Kさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地3,416㎡、小作地1,947㎡で、米、馬鈴薯、インゲンを主体にした経営をされています。

農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機がそれぞれ1台となっています。

次に、受付番号101号につきましては、貸し人が、F・Wさん、K市在住の方です。

申請地は、

・城元字道ノ迫2478番、現況地目は畑、地積は、923㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成31年12月14日まで、小作料は、10,000円となっています。

借り人は、F・Mさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が3人で50日、自作地54,907㎡、小作地1,761㎡で、茶を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、トラクターがそれぞれ1台と、トラック3台、管理機2台となっています。

次に、受付番号102号につきましては、貸し人が、S・Hさん、I市在住の方です。

申請地は、

・城元字大田中1142番、現況地目は田、地積は、1,530㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、30,000円となっています。

借り人は、S・Mさん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が3人で30日、自作地7,731㎡、小作地1,530㎡で、水稻、バレイショを主体にした経営をされています。

農業従事日数は180日、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機、管理機がそれぞれ1台となっています。

次に、受付番号103号につきましては、貸し人が、Y・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、

・馬場字田ノ神後1639番1、現況地目は田、地積は、661㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、18,000円となっています。

借り人は、H・Hさん、M自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が7人で280日、自作地11,018㎡、小作地35,489㎡で、米、インゲン、バレイショを主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラック2台、コンバイン、トラクター、タイヤショベルがそれぞれ1台と乾燥機3台となっています。

事務局 | 次に、受付番号104号につきましては、貸し人が、H・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、

・城元字大田中1136番1、現況地目は田、地積は、918㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、30,000円となっています。

借り人は、S・Wさん、A自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が1人で200日、自作地1,078㎡、小作地918㎡で、ネギ、バレイショを主体にした経営をされています。

農業従事日数は250日、農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、管理機、トラックがそれぞれ1台となっています。

続けて説明いたしました、受付番号99号から104号の担当調査員は、4番の木原委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、鈴委員から順次、調査報告をお願いします。初めに、受付番号90号から93号について、2番鈴委員、お願いいたします。

2番
鈴委員 | 90号から93号でございますが、これは、産業振興課の耕作放棄地解消事業によるものでございまして、借り人のS・K郎君は認定農業者でございますし、たびたび利用権設定等に出てくる人で、非常にまじめな、地域のリーダーでございます。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号94号から98号について、3番東郷委員、調査報告をお願いいたします。

3番
東郷委員 | 報告します。
貸し人のY・Nさんは、旦那さんが亡くなられて、一人ではできないということ

で。
借り人のU・Kさんは、前はGをされていたんですが、今は辞められて、夫婦で水稻やインゲンに一所懸命がんばっていらっしゃいます。

今までも借りていて、継続という形ですが、今までも何の問題もなかったですので、よろしく申し上げます。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号99号から104号について、4番木原委員、調査報告をお願いいたします。

4番
木原委員 | 99号から100号については、貸し人がK・Mとなっておりますが、この方は、Tを前されたKさんの養子になられる方です。

借り人のN・Yさんは、以前は、ここは母親のAさんの名前で利用権設定がされておりましたが、81歳を超えられた現在も元気で農業をされているんですけども、今回、息子さんのYさん名義に変更いたしました。

この方は、2年位前、Mから帰ってこられまして、農業の見習いみたいなのをしておられましたが、今後は、本格的に農業始めるということで、息子さんの名前にいたしました。

小作料はですね、前は米10表でしたけれども、実際はまだ高かったということで、本人に連絡を取ってもらいまして、6万円でも高いと思うんですが、下げてもらって6万円ということで変更をいたしました。

今後、農業をされるということで、面積等、要件は満たしておりますので、問題はないと思います。

4番
木原委員 | 101号につきましては、貸し人、借り人の関係が、いとお互いでありまして、F・Mさんは、認定農業者で、茶を大々的にされている方でありまして、問題はないと思います。

4番
木原委員 102号につきましては、貸し人は、S・Mさんの息子さんのHさんということ
とでIにいらっしゃいます。

借り人が、S・Mさん、この方は現在、大工さんをされながら農業をされてお
ります。小作料については前からの据え置きで、これも親戚付き合いをされている関係で、作
るということでもあります。

従事日数は180日ということで、農業も本格的にするということで、問題はなかるう
と思います。

103号につきましては、前回から利用権設定されているもので、継続であります。
H・Hさんについては、認定農業者でありまして、要件は十分満たしておりますの
で、問題はないと思います。

104号につきましては、借り人がS・Wさんですが、この方はネギを大々的に
作っていらっしゃる方で、面積が、「何で？」という位、少なく書いてありますけれど
も、おそらく息子さんの方に農地の面積を渡されているんじゃないかと思
います。

本人の面積は少ないですが、息子さんと一緒に、大々的に農業をされてお
りますので、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただ今、受付番号90号から104号について、担当委員から調査報告がありま
した
が、質問、異議等はありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規
定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち
受付番号90号から104号についてを採決します。

お諮りします。議案第25号のうち受付番号90号から104号については、原案の
とおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第1
3条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請に
ついて」のうち受付番号90号から104号については、原案のとおり許可することに決
定しました。

次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利
用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号105号から1
17号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号105号か
ら117号について、説明いたします。

初めに受付番号105号は、貸し人がN・Kさん、F自治会の方です。

申請地は、

・田代川原字瀬戸口4131番1、現況地目は田、地積は、2,127㎡です。

貸付期間は平成25年12月23日から平成35年12月14日まで、使用貸借のため
小作料は発生しません。

借り人は、Y・Iさん、I自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者2、
雇用が年間350日、自作地15,588㎡、小作地6,950㎡で、肉用牛生産を主体
にした経営をされています。

農業従事日数は、350日、農業機械の所有状況は、トラクター2台、テッター、ミニ
ロールベアラ、モア、反転機(歩行)がそれぞれ1台と下払機3台となっています。

事務局

次に、受付番号106号と107号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、O・Kさん、M町在住の方です。

申請地は、

106号が、田代川原字楠ハエ4225番9、現況地目は畑、地積は、3,327㎡

107号が、田代川原字楠ハエ4225番17、現況地目は畑、地積は、2,460㎡
で、2筆の合計は、5,787㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月1日から平成35年11月30日まで、貸し人が代表を
務める法人への利用権移動による使用貸借のため小作料は、発生しません。

借り人は、有限会社Tさん、M町に拠点を置く農業生産法人です。経営
規模は、構成員4、従事者2、雇用が年間164日、小作地5,787㎡で、ぶどうを主
体にした経営をされています。

農業機械の所有状況は、常用耕うん機、噴霧器、チップパー、管理機、軽トラがそれぞれ
1台となっています。

受付番号105号から107号の担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次の、受付番号108号と109号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、H・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、

108号が、城元字大田中1128番1、現況地目は田、地積は、537㎡

109号が、城元字大田中1138番1、現況地目は田、地積は、1,511㎡で、
2筆の合計は、2,048㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
108号が20,000円、109号が60,000円となっています。

借り人は、M・Tさん、R自治会の方です。経営規模は、世帯員6、従事者
2、雇用が4人で300日、自作地19,002㎡、小作地13,012㎡で、インゲ
ン、露地野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、軽トラッ
ク、管理機、耕うん機、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。

次の、受付番号110号から112号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、K・Tさん、S自治会の方です。

申請地は、

110号が、神川字平内1463番1、現況地目は畑、地積は、2,240㎡

111号が、神川字平内1464番2、現況地目は畑、地積は、842㎡

112号が、神川字平内1466番1、現況地目は畑、地積は、3,978㎡で、
3筆の合計は、7,240㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、
全部で150,000円と1番茶1kg、番茶10kgとなっています。

借り人は、S・Yさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
2、雇用が1人で300日、自作地36,325㎡、小作地22,168㎡で、茶を主体
にした経営をされています。

農業従事日数は160日、農業機械の所有状況は、管理機3台、軽トラ2台、ダンプ1
台となっています。

次に、受付番号113号につきましては、貸し人が、K・Aさん、K市在住の方
です。

申請地は、

・城元字大田中1144番1、現況地目は田、地積は、1,020㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
70,000円となっています。

借り人は、O・Yさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
2、雇用が2人で200日、自作地9,104㎡、小作地6,083㎡で、インゲン、露
地野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、管理機、莖
葉処理機、動噴、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局

次に、受付番号114号につきましては、貸し人が、O・Mさん、O府在住の方です。

申請地は、

・城元字添田1025番、現況地目は田、地積は、578㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、米25kg3袋となっています。

借り人は、O・Yさんで、経営概況等につきましては、113号で説明したとおりであります。

次に、受付番号115号につきましては、貸し人が、S・Tさん、K自治会の方です。

申請地は、

・馬場字宮下1854番1、現況地目は田、地積は、1,470㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、30,000円となっています。

借り人は、K・Kさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者1、雇用が4人で600日、小作地24,040㎡で、水稻、バレイショ、ネギを主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台、乾燥機4台、コンバイン、茎葉処理機、いも掘り機、動噴がそれぞれ1台となっています。

続けて説明いたしましたが、受付番号108号から115号の担当調査員は、15番の落司委員です。

次に、受付番号116号につきましては、貸し人が、I・Sさん、Y自治会の方です。

申請地は、

・馬場字木原ノ上1970番2、現況地目は田、地積は、1,532㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、米30kg12俵となっています。

借り人は、株式会社Tさん、K自治会にあります。経営規模は、構成員2、従事者2、雇用が23人、小作地40,214㎡で、葉ネギ、レタスを主体にした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、乗用防除機2台、動力噴霧機2台、トラック6台となっています。

担当調査員は、17番の寺田委員です。

次に、受付番号117号につきましては、貸し人が、O・Tさん、Y自治会の方です。

申請地は、

・馬場字ホケノ頭6130番1、現況地目は畑、地積は7,655㎡の内4,600㎡となっています。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、40,000円となっています。

借り人は、T・Yさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者1、雇用が6人で200日、自作地14,361㎡、小作地34,185㎡で、かんしょを主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、トラック、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。

担当調査員は、18番の安水委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、猪鹿倉委員から順次、調査報告をお願いします。

初めに、受付番号105号から107号について、14番猪鹿倉委員、お願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 報告します。
105号の借り人の Y・Iさんは、TからY家に養子に来て、現在、生産牛を14頭位、飼っています。子牛も高値で売っているようです。
借りている農地とか自作地とか、ちゃんと耕作しています。嫁は地元の事業所に勤めています、休みの日は、草刈等を手伝っています。

106号、107号の Oさんは、NのOの方でございます。
田代で、観光ぶどう園が始まって25年位になるそうですが、Oさんは、後から、2軒の農家からぶどう園を購入されたということです。
この Tさんは、Oの系列でございまして、農業の部門をしている会社です。
以上ですが、何かありましたらよろしくお願ひします。以上で終わります。

議長 ありがとうございます。
次に、受付番号108号から115号について、15番落司委員、調査報告をお願いいたします。

15番 落司委員 108号から109号でございしますが、貸し人の H・Tさん、これはKの近くのHさんの息子さんでございします。
M・Tさんは、認定農家ということで、錦江町の貸付要件はクリアしております。すべての田んぼ、畑をばよく整理されておまして、何ら問題はないと思います。

110号から112号までの K・Tさんの茶園畑でございします。
借り人の S・Yさんは、本人は直接農作業をされることは少ないわけですが、常時雇用をされていて、朝晩に見回ったりして、仕事の段取りを支持されているようでございます。

113号の O・Yさんでございしますけれども、この方も全ての田畑をよく管理されて、品物も品質のいいものをつくっていらっしやいます。

114号も O・Yさんでございまして、O・Mさんとは兄弟でございします。親がちょっと分けてやったというような形の中で、弟の田んぼを作らせてもらっているということで、63歳で頑張っているらしいです。
さっきも申し上げましたように、田畑は全てよく整理されています。

115号の K・Kさんですけれども、この方も大々的にやっけていらっしやいまして、田畑はよく整理されておまして。
何ら問題はないかと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
次に、受付番号116号について、17番寺田委員、調査報告をお願いいたします。

17番 寺田委員 はい。116号の Iさんは、もう80歳で、農業はあまりできないということで、規模縮小で、借り人の Tさんは、毎月のように出てきますように、利用権を設定するに對しましては、何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
次に、受付番号117号について、18番安水委員、調査報告をお願いいたします。

18番 安水委員 説明いたします。
117号につきましては、錦江町の耕作放棄地解消集積事業に伴う案件でありまして、場所は、O自治会のところの畑です。
現在は、管理がされていなくて、原野状態になっておりますので、ここを錦江町の方で事業にかけるといふことで、まとまりました。
借り手の T・Yさんですけれども、認定農家でございまして、かんしょ及び水稻を大々的に行っていて、I地区でもリーダー的存在ですので、何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号105号から117号について、担当委員から調査報告がありました
が、質問、異議等はありませんか。

17番 落司委員に質問なんですけど、この108具、109号、113号ですが、ちょっと小
寺田委員 作料が高いような気がしないでもないんですけども、利用権を結ぶときに交渉とかいう
のはどうだったんですか。
113号は、1反で7万円でしょう。

15番 落司委員 ここは、ハウスを建てていらっしゃいます。

17番 寺田委員 ハウスは、自分で建てられたんでしょうか。

15番 落司委員 だと思います。前からこの値段で、今回も「こいでよかな。」と聞いたら、「こいでよ
かが」ということで。

17番 寺田委員 それなら、問題ないです。

15番 落司委員 108号と109号も、前からずっと借りて作らせてもらっていて、前からこの値段で
やっているということで、「これでよかな」と聞いたら、「そいでよかど」ということで
ございましたので、そういたしました。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規
定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち
受付番号105号から117号についてを採決します。
お諮りします。議案第25号のうち受付番号105号から117号については、原案
のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第1
3条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請に
ついて」のうち受付番号105号から117号については、原案のとおり許可することに
決定しました。

議長 ここで、10分間休憩を取りたいと思います。
(休憩)

議長 休憩前に続きまして、会議を再開します。

なお、牧原委員から所用、視察案内とのことで、この後の会議を欠席したい旨の届け出
があり、退席されておりますのでお知らせします。

「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積
計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号118号から126号
についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号118号か
ら126号について、説明いたします。

事務局

最初に、受付番号118号と119号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、 B・T さん、 K 自治会の方です。

申請地は、

118号が、神川字坂ノ上4777番2、現況地目は畑、地積は、819㎡

119号が、神川字桑迫5073番1、現況地目は畑、地積は、798㎡ で、
2筆の合計は、1,617㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
全部で15,000円となっています。

借り人は、 N・K さん、 K 自治会の方です。経営規模は、構成員3、従事者
3、雇用が1人で年間360日、自作地66,956㎡、小作地10,814㎡で、樹木
生産を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック（軽）2台、ユニック付ト
ラック2台の他、トラクター、バックホーがそれぞれ1台となっています。

次の、受付番号120号の貸し人も B・T さんです。

申請地は、

・神川字坂ノ上4777番1、現況地目は畑、地積は、1,502㎡ です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
10,000円となっています。

借り人は、 O・K さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
2、自作地2,806㎡、小作地1,502㎡で、パレイショを主体にした経営をされて
います。

農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、管理機、
軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次の、受付番号121号と122号につきましても、貸し人は B・T さんです。

申請地は、

121号が、神川字原田3204番1、現況地目は田、地積は、1,896㎡

122号が、神川字ヤ子添3246番3、現況地目は田、地積は、312㎡ で、
2筆の合計は、2,208㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で粳200kg
となっています。

借り人は、 M・Y さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
2、小作地8,848㎡で、水稻、人参を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台の他、芋植え機、管
理機、田植機、バインダー、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次に、受付番号123号につきましては、貸し人が、N・M さん、 K 自治会の方
です。

申請地は、

・神川字井手ノ河3025番2、現況地目は田、地積は、1,133㎡ です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
米（粳）6俵となっています。

借り人は、 M・M さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
2、自作地11,593㎡、小作地1,889㎡で、水稻を主体にした経営をされていま
す。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、管理機2台の他、トラクター、田植
機、バインダー、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局

次に、受付番号124号につきましては、貸し人が、K・Kさん、K自治会の方です。申請地は、

・神川字井手ノ河3037番、現況地目は田、地積は、1,384㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、米(粳)6俵となっています。

借り人は、K・Hさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者2、雇用が1人で300日、自作地12,799㎡、小作地19,523㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター4台、2tトラック3台、軽トラック2台の他、デスクモア、ロールベアラ、コンバインがそれぞれ1台となっています。

次に、受付番号125号につきましては、貸し人が、M・Hさん、K自治会の方です。申請地は、

・神川字有村2551番、現況地目は田、地積は、1,236㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成31年12月14日まで、小作料は、米5俵となっています。

借り人は、K・Hさんで、経営概況等につきましては、124号で説明したとおりであります。

次の、受付番号126号の貸し人も、M・Hさんです。

申請地は、

・神川字屋敷迫7428番、現況地目は畑、地積は、3,530㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成31年12月14日まで、小作料は、30,000円となっています。

借り人は、K・Kさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員8、従事者2、自作地33,543㎡、小作地4,818㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル、ロールベアラ、ラップマシン、トラック、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

ただ今説明いたしました、受付番号118号から126号の担当調査員は、19番の徳永委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。

19番徳永委員、お願いいたします。

19番
徳永委員

報告します。

まず、118,119号の案件ですが、借り人のN・Kさんは、Nという〇〇業を主体とされており、この方は、〇〇業の傍らお茶もされておられますが、借りている場所も含めて、良く管理されておられますので、問題はないかと思えます。

継続です。

120号の借り人のO・Kさんは、ご夫婦で露地栽培を中心にされておられます。パレイショの他、ニガウリとか、インゲンですね。これらを中心にされておられます。

ここもまた、夫婦で、自分の畑も含めて良く管理されておられます。

121号と122号の借り人のM・Yさんですが、水稲、ニンジン栽培をされています。この方は、神川水田のかなりの水田を借りておられますけれども、奥さんを中心に、良く手入れをされています。

123号の借り人のM・Mさん、この方も水稲とニンジンを作っておられます。

Mさんについては、農業委員会を通過していない小作地も大分持っておられるんですが、いずれも問題なく、作業をされています。地域の中心的な青年です。

19番
徳永委員

124号と125号の借り人の K・H さんは認定農家ですが、肉用牛を手広くされております。この方も何回か、農業委員会を通じての購入とか、賃貸契約をされている方で、良くご存知だと思いますが、借りている場所の管理はお父さんとペアで良く管理されておりますので、問題ないと思います。

126号の K・K さん、借り人ですが、この方も肉用牛を中心にバレイショを含めて作業をされております。この方は、肉用牛の青年部と言いますか、地域の肉用牛生産の方では、リーダー的な方でして、もちろん認定農家であります。この方も借りているところはピシット管理をされて、何ら苦情も出ておりませんし、問題はないと思います。

なお、この K さんについては、継続の貸し借りですが、前回まではお母さん名義で借りておられましたけれども、今後は K さんが主体となって借りるということで、今回は K さんにしております。以上です。

議長

ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号118号から126号について、質問、異議等はありませんか。

委員

(委員の中から「ありません」の声)

議長

異議なしと認めます。「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号118号から126号についてを採決します。

お諮りします。議案第25号のうち受付番号118号から126号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員

(委員の中から「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。したがって、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号118号から126号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号127号から139号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号127号から139号について、説明いたします。

初めに、受付番号127号から129号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、N・M さん、H 自治会の方です。

申請地は、

127号が、馬場字平野4698番4、現況地目は畑、地積は、1,880㎡の内1,800㎡

128号が、馬場字平野4700番4、現況地目は畑、地積は、1,255㎡

129号が、馬場字平野4700番5、現況地目は畑、地積は、1,507㎡で、

3筆の合計は、4,562㎡となります。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で90,000円となっています。

借り人は、M・N さん、M 自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、雇用が年間で833人、自作地16,884㎡、小作地14,987㎡で、生姜、大根を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター4台、トラック5台、管理機2台、ショベル1台となっています。

事務局

なお、これから説明します受付番号130号から139号につきましても、借り人はM・Nさんですので、Mさんの経営概況等の説明は、省略しますことをご了承願いたいと思います。

次に、受付番号130号の貸し人につきましては、N・Tさん、K自治会の方です。

申請地は、

・馬場字平野4700番8、現況地目は畑、地積は、1,784㎡です。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、35,000円となっています。

次に、受付番号131号の貸し人につきましては、U・Sさん、H自治会の方です。

申請地は、

・馬場字平野4700番9、現況地目は畑、地積は、1,872㎡です。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、37,000円となっています。

次に、受付番号132号と133号の貸し人につきましては、U・Sさん、S自治会の方です。申請地は、

132号が、馬場字平野4698番11、現況地目は畑、地積は、327㎡

133号が、馬場字平野4700番10、現況地目は畑、地積は、1,240㎡で、2筆の合計は、1,567㎡となります。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で31,000円となっています。

次に、受付番号134号から136号の貸し人につきましては、S・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、

134号が、馬場字平野4698番8、現況地目は畑、地積は、478㎡

135号が、馬場字平野4698番9、現況地目は畑、地積は、2,169㎡

136号が、馬場字平野4698番10、現況地目は畑、地積は、925㎡で、3筆の合計は、3,572㎡になります。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で71,000円となっています。

次に、受付番号137号の貸し人につきましては、N・Sさん、H自治会の方です。申請地は、

・馬場字平野4698番5、現況地目は畑、地積は、456㎡です。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、9,000円となっています。

次に、受付番号138号の貸し人につきましては、A・Kさん、H自治会の方です。申請地は、

・馬場字平野4698番6、現況地目は畑、地積は、376㎡です。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、7,000円となっています。

次に、受付番号139号の貸し人につきましては、N・Hさん、F県在住の方です。申請地は、

・馬場字平野4698番7、現況地目は畑、地積は、699㎡です。

貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、13,000円となっています。

ただ今説明しました、受付番号127号から139号の調査査員は、5番の厚ヶ瀬委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。
5番厚ヶ瀬委員 | 5番厚ヶ瀬委員、お願いいたします。

5番厚ヶ瀬委員 | 報告いたします。
受付番号127号から139号までは、借り人が同一人でございますので、一括して説明いたします。
この団地は、南部開発地でありまして、道路を挟んで両方に団地化している、段々になっている畑でございます。
借り人のM・Nさんは、町の耕作放棄地解消事業を活用しながら、ここに種子を採るための生姜を植えたいと聞いております。将来的には、農業法人化をして、自分も役員ということで目指しているみたいです。
借りる条件としましては、農業委員であり、また認定農家でもございます。問題はないのかなあとと思います。よろしくようお願いいたします。

議長 | ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号127号から139号について、質問、異議等はございませんか。

16番島中委員 | いいですか。
貸し人の2、3人と話をしたんですが、彼らが言うのには「役場と契約をした」と、それをたいへん強調するんですけど、これを見るとM・Nさんと契約したような格好になっているんですけど、その中に入っている役場は・・・

事務局 | あくまでもこれはですね、最終的な借り人が、耕作者がMさんということで載せてあるんですが、町はですね、農地利用集積円滑化団体ということで、農地をですね、担い手、あるいは認定農業者の方に集積する事業をしているんですよ。間に入ってですね。ですから契約自体は、ちゃんと契約書を取ってありますので何かあった場合は、町に言って来ていただければいいということになります。
一応、町を通した契約です。Mさんですね。町が申請代理人ということでもあります。農家台帳にもそのように入力はしてあります。

16番島中委員 | 役場と契約をしたということで、強調するものですから、後々のことを考えて・・・、
事務局 | ですけど。
町は、あくまでも申請代理人です。

10番平原委員 | こん場所は、どこな。

5番厚ヶ瀬委員 | 足光谷。足光谷のA・Mさんの家があって、ねぎハウスがあるんですけど、山の方の上方です。
舗装道路が真ん中に通ってて、両サイドに1町5反位あります。

2番鈴委員 | ここは、半端荒れたとこいもあったと。

5番厚ヶ瀬委員 | 荒れてるから・・・。

2番鈴委員 | いいや、全部荒れちよつと。

16番島中委員 | 上の方がちよつと荒れてます。3枚か4枚かな、荒れてます。

議長 | 貸し人の方から、なんか問題が、そういうのがあったと。

16番島中委員 | 貸し人は、役場と契約したというのが頭にあるものですから。
本当のことを言うと、名前を出したんです。そしたら、「大丈夫じゃろかい」と言いながら、契約を解除したいというような話をしたのもおったものですから。
役場と、というのを大変強調するんです。

1番近川委員 | 責任逃れんようなこつ言うたじつ。問題が、また出てくつどなあ。
役場、役場ち、役場にあんまい頼いすぎいやなこつじゃ、どげんけ。

10番 平原委員 要は、契約した金額をば、全部払るせかすれば良かとじゃねと。

16番 島中委員 そいで。 いろいろ言う人もおい分け。

10番 平原委員 そこは、町がちゃんとしっくるればを。

議長 ざっと計算してみれば、30万ばっかい。

5番 厚ヶ瀬委員 2万円平均ですよ。

4番 木原委員 町が中け入っているわけだから、この期間中とはとにかく、町が責任を持って、地代は、滞るようなことがあっても町が責任を持つち、いうことで説明してん、やっせんわけな。

2番 鈴委員 そうじゃねど。こいは、円滑化じゃつで、集約するのが町であって・・・

4番 木原委員 普通ならこいで滞ったいすれば農業委員が中け入って、払えちっせ、交渉したりせんないかんわけやっでを。

13番 鮫島委員 問題があれば、当然、そうせんないかんとをな。

4番 木原委員 ま、そういうこちゃ、ねどとな思たっどん。面積が面積やいし。良いのか、悪いのかわからんば。

10番 平原委員 担当農業委員が、しっかいとすれば・・・。

5番 厚ヶ瀬委員 最初は、組織化して、何か他所から会社が来るみたいで、その中に自分も役員として入るといような話しなんですよ。

事務局 すみません。いいですか。

一応、町が農地利用集積円滑化団体ということで、間に入っているんですが、利用権設定等の委任契約書というのを実際とっているんですよ。貸し人の方とですね。その契約書の中でですね。謳われている条項の中に、その、たとえば言われているような賃借料の支払いがないとか、そういった契約に対する違反があった場合は、契約を解除できるというふうに謳ってありますので、ですから、たとえば借り人の M さんがですね、支払いをされないとか、何か問題があった場合は、町の方に言うていただければ、契約を解除するなり、例えば、M さんに支払いの方を勧めるとかですね、話の方は間に入るといしますので、特に問題はないかと思えますけど。

16番 島中委員 わかりました。

事務局 契約書自体は、本人にも渡してありますので、内容をよく読んでいただければ、解約についてもですね謳ってありますので。

12番 貫見委員 貸し人の衆は、M・N さんと契約を結んだち、まだ知らんと。

事務局 知らないはずはないです。ちゃんと書類を持って行って、この利用権設定と書式が違うだけで、同じ内容のものに印鑑をもらってますので。

10番 平原委員 要するに、町には貸せば、M さんには貸せちよらんち、いような意味やったらを。

事務局 町は、農業ができないわけですよ。だから、当然、そういった遊んでる農地を町が集約して、それを借りたい人に円滑に貸していく、スムーズに貸し借りを進める。それをば、円滑化事業をやってますよ、ということです。

2番 鈴委員 あいとなまた違ごたいな。産業振興課の荒廃農地解消とは・・・。

18番 安水委員 一緒やっど。

事務局 今まで、田代でしおったとと、まったく一緒。

事務局 | 荒れているところを、解消するというのと集積という事業がありますので、それを一緒にして。だから、先ほど「全部、荒れちよっけ」と言われましたけど、荒れてない所も含めて解消と集積と、ということで、足光谷の所を一団化して、Mさんが借りられるということです。

4番 木原委員 | あとは、畠中さんが、そんな人に、説明をしつこくいやれば良かとかを。何かあったら、相談せんか、中け入ってくるっじち。

5番 厚ヶ瀬委員 | 1年たったら、すぐ分かる訳じやっじな。

8番 鍋委員 事務局 | こんた、一応最初で5年間ち、なっちょたっち思うからを。

15番 落司委員 議長 | 支払いの方は、一応2年目からという風になってます。解消事業の場合は、すべて2年目からの支払いとなりますので、ここら辺りは、最初で、契約される段階で、話してあると思います。

16番 畠中委員 議長 | 再来年かいじやいな。

委員 | 畠中さん、よろしいですか。

議長 | はい、わかりました。

委員 | 地元に戻って、貸し手の方にその都度、情報提供してください。

議長 | ほかにありませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号127号から139号についてを採決します。

委員 | お諮りします。議案第25号のうち受付番号127号から139号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議長 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号127号から139号については、原案のとおり許可することに決定しました。

事務局 | **ここで、〇〇番 T 委員の退室を求めます。 (T 委員=退室)**

事務局 | 次に「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号140号から142号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号140号から142号について、説明いたします。

事務局 | 初めに、受付番号140号につきましては、貸し人が、T・Yさん、B自治会の方です。申請地は、
・田代麓字内ノ牧5138番242、現況地目は畑、地積は、3,500㎡ですが、契約は茶園面積の2,000㎡となっています。
貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、20,000円となっています。
借り人は、T・Tさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員7、従事者4、自作地64,044㎡、小作地76,226㎡で、茶を主体にした経営をされています。
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、摘採機2台、防除機1台、トラック5台、中刈機1台となっています。

事務局 | 次に、受付番号141号から142号につきましては、貸し人は、K・Tさん、
B 自治会の方です。申請地は、
141号が、城元字不動ヶ上2576番1、現況地目は畑、地積は、10,659㎡
142号が、城元字不動ヶ上2576番2、現況地目は畑、地積は、297㎡で、
2筆の合計10,956㎡のうち契約は茶園面積の7,000㎡となっています。
貸付期間は平成25年11月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、
全部で70,000円となっています。
借り人は、T・Tさんで、経営概況等につきましては、140号で説明したとおり
であります。

議長 | 受付番号140号から142号の担当調査員は、20番の基委員です。以上です。
ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。
20番基委員、お願いいたします。

20番
基委員 | 報告いたします。
140号の貸し人のT・Yさん、この方ですね、現在ブローラーをやっておられ
ます。
畑の場所は、内ノ牧の重岳というところに炭化処理施設というのがあるんですが、その
施設のすぐ横です。
借り人のT・Tさんは、ご存知のとおり〇〇であり、茶専業農家でございます。
Tさんの弟さんが前回までは借りておられましたけれども、Tさんが今回から
利用権設定をして、新規にするということでもあります。

議長 | 141号から142号の貸し人は、K・Yさんです。
畑は、不動ヶ上ということで、城元洞門の500m上の山手で、5枚でございますけれ
ども、茶畑でございます。反当1万円ということで、借り人は同じくT・Tさんで、
3件とも問題はないかと思えます。

議長 | ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号140号から142号につい
て、質問、異議等はございませんか。

18番
安水委員 | いいですか。
ちなみにですよ、この茶畑なんですけれども、140号にすれば1反5セと、141号
と142号にしては4反位、畑が残っているんですが、この部分はどうなっているんです
か。

事務局 | そのままの1筆ではなくて、分かれている訳ですよ。法面であるとか畦であるとか、そ
ういったのがあるので、カッコ書きにあるのが茶が植えられている面積ということで契約
をされております。

15番
落司委員 | 前ん、あれけ。売りに出た。

20番
基委員 | そうです。
売れないもんだから、借り手を見つけて、借り手ができたということですね。

18番
安水委員 | わかりました。

議長 | 他にありませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規
定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち
受付番号140号から142号についてを採決します。
お諮りします。議案第25号のうち受付番号140号から142号については、原案
のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。したがって、「議案第25号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号140号から142号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 T 委員の入室を許します。（ T 委員=入室）

次に「議案第26号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「議案第26号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について」説明いたします。

関係資料は、本日の総会資料の12ページからになります。

初めに、用途区分の変更について説明いたします。資料は14ページからになります。

この件につきましては、錦江町長へ申し出のあった農業振興地域（農地利用計画）変更申出について、10月1日付で、農業委員会に対して町長から意見を求められているものです。

申請者は、Kさん、S自治会に拠点を置く法人です。

申請地は、

・田代川原字柴立ノ下265番、地目は台帳現況ともに田、地積1,868㎡の内用途変更申請面積は40㎡となっています。

変更区分は、用途区分変更です。

変更の理由及び内容は、農業用倉庫建設のために、田の一部を農業用施設用地に用途変更するものです。

農用地転用許可申請にかかる農用地の用途変更についての周辺農地所有者の同意の他、事業計画の概要等についても資料を添付してありますので、確認してください。

この件に関する担当調査員は、12番の貫見委員です。

次に、除外について、説明いたします。

この件につきましては、錦江町長へ申し出のあった農業振興地域（農地利用計画）変更申出、4件について、10月10日付で、農業委員会に対して町長から意見を求められているものです。

今回、申し出の変更区分は、4件とも、除外であります。

変更の理由及び内容についても、いずれも、太陽光発電設備設置のために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものです。

また、代替地についての検討結果及び農用地転用許可申請にかかる農業振興地域除外についての周辺農地所有者の同意の他、事業計画の概要等についても、それぞれ、資料を添付してありますので、確認をお願いします

1件目について説明いたします。

総会資料の20ページからになります。

申請者は、Mさん、K市に拠点を置く事業体です。

申請地は、

・神川字権現平3912番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,673㎡

次が、神川字権現平3915番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は383㎡

次が、神川字権現平3916番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は475㎡

次が、神川字権現平3917番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,725㎡

次が、神川字権現平3910番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は6,157㎡

次が、神川字権現平3920番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は560㎡で6筆の合計面積は、10,973㎡となっています。

この件に関する担当調査員は、19番の徳永委員です。

事務局

2件目は、総会資料の27ページからになります。
申請者は、1件目と同じ、Mさんです。
申請地は、
・馬場字村ノ後3617番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,392㎡
次が、馬場字村ノ後3618番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は9,667㎡
次が、馬場字宝付3608番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は216㎡
次が、馬場字宝付3609番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は650㎡で
4筆の合計面積は、13,925㎡となっています。

この件に関する担当調査員は、10番の平原委員です。

3件目は、総会資料の35ページからになります。
申請者は、Tさん、O市に拠点を置く事業体です。
申請地は、

・田代麓字荒田原4581番5、地目は台帳現況ともに畑、地籍は6,600㎡
次が、田代麓字荒田原4584番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は5,435㎡
次が、田代麓字荒田原4584番3、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,075㎡
次が、田代麓字荒田原4584番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,90㎡
次が、田代麓字荒田原4584番5、地目は台帳現況ともに畑、地籍は4,246㎡
次が、田代麓字荒田原4584番6、地目は台帳現況ともに畑、地籍は948㎡
次が、田代麓字荒田原4586番3、地目は台帳現況ともに畑、地籍は7,318㎡
次が、田代麓字荒田原4586番9、地目は台帳現況ともに畑、地籍は257㎡
次が、田代麓字荒田原4586番10、地目は台帳現況ともに畑、地籍は262㎡で
9筆の合計面積は、28,142.90㎡となっています。

この件に関する担当調査員は、3番の東郷委員です。

4件目は、総会資料の41ページからになります。
申請者は、Sさん、S自治会に拠点を置く事業体です。
申請地は、

・田代川原字川前4087番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は7,058㎡
となっています。

この件に関する担当調査員は、14番の猪鹿倉委員です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、貫見委員から順次、調査報告をお願いします。
初めに、12番貫見委員、お願いいたします。

12番
貫見委員

報告いたします。
10月15日に会長、事務局立会いのもと、現地調査を行ないました。
KのH・Mさんは、MとT、Kを経営されております。
申請の場所は、Tのすぐ隣で、建設地は農地の200㎡を超える転用ではござい
ませんので、問題はないかと思います。
よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
次に、19番徳永委員、調査報告をお願いいたします。

19番
徳永委員

25ページを開けてください。
この航空写真の図で、場所の大体の説明をいたします。
「申請地」と書いてあるところを中心にして、黒い線で囲ってある5枚が申請地です。
この中に、白く見える所がありますが、ここは所有者が不明でどうにもできない場所と
なっています。北の方、この写真の上部の方は鹿屋市になります。
鹿屋市の農地を含めて周囲は山林です。6筆のうち4筆は、Mと売買契約を結んで
います。
「申請地」と書いてあるちょっと大きなところ、6反ちょっとありますが、ここは2筆
で1枚ですが、2筆とも賃貸借という内容で申請はされております。
売買契約を結んだ方は、農業をされている方は一人で、80歳なんですけど、あとの二人
には、農地は、闇で貸しておられます。そういう関係で、農業は今後も難しいという
か、本人から見れば、農地は売った方が早いというような感じにとられたんじゃないかな
あ、と思います。貸地のところは、茶畑です。
場所的には、そういう条件の場所なんですけど、皆倉の一番上の方で、鳥獣被害とかです
ね、そういうことも含めていきますと、やむを得ないのかな、というような感じを持った
場所です。
それから畑の形状は、茶畑を含めて、3段の段々になっておる場所です。
そういうことしか言えない場所なんですけど、これを解除したとして、他の場所に影響が
出るかという問題ですが、耕地整理もしてないし、軽トラックが入るくらいの道路しかな
い場所ですので、他の方への影響は、そんなにないのかなあ、という風な感じを受けてお
ります。
説明が、要領を得ませんけども、あとは質問を受けます。以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、10番平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番
平原委員

はい、報告いたします。
15日に現地調査をしました。
場所はですね、32ページの写真のところですが、村ノ尾という所ですが、我々は、ヤ
マジと言っておるんですが、山添の上の方です。
ここも茶園があつてですね、ご存知のKさんということで、私も話をしました。
元〇〇委員でもあるし、今、Gでもある、と。本町は第1次産業は農業じゃない
か、と。茶が安いからと言って、潰すのか、というようなことを言いました。そしたら、
労力不足だ、という返事が返ってきてですね。それ以上は何も言えませんでした。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、3番東郷委員、調査報告をお願いいたします。

3番
東郷委員

はい。同じ15日に会長と事務局の職員の方に現地を見てもらいましたけれども、これ
は1人分の農地の申請なんですけど、周りももう、お茶を3農家もやめられて、放任状態に
なっているもんですから、この人も頑張っただけですけども、場所的に、見て
いただいてやむを得ないのではないかとということで、話をいたしました。
39ページにあるんですけども、周りは茶畑になつてはるんですけども、現状は3農家が止
められて作っていないもんだから、現状は、荒地になっています。
そういうことで、やむを得ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、14番猪鹿倉委員、調査報告をお願いいたします。

14番 猪鹿倉委員 | はい。皆さんと同じ日の10月15日に現地調査をしたわけですが、この S・R さんの畑は、前、ブドウを作っておったんですが、ブドウの方があんまり良くなかったものですから、荒地状態になってまして、自分の24年度の現況調査報告では、荒地の1で報告しました。
ハウスも壊してですね、Sさんが申請している、この太陽光発電を設置するという
ことで、荒地で置くよりいいんじゃないかと思えます。
水力発電所の近くですので、送電するにしてもいいんじゃないかと思えます。
杉なんかも植えとって、それも切って、設置されたらいい所になっていいんじゃないか
と思えます。よろしくをお願いします。以上で終わります。

議長 | ただ今、「議案第26号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について」、それぞれ、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

事務局 | すみません、補足をしたいと思えます。
まず、1番目の用途区分変更ですが、この件に関しては、申請面積が40㎡ということ
で、ちょうど M と T の間の道路を挟んだところに道路に沿って作られるということ
で、200㎡未満ということで、農業委員会の転用の許可を要しない面積ということ
で、ここが、ただ、肝属南部開発で整備されたという関係で、農振農用地になってますの
で、用途区分変更だけはしないといけないということで、申請を出していただきました。

それから除外の4件ですが、除外の4件については、全て周りが山であったりとか、と
いうことで、周囲を囲まれた面積が10ha未満の第2種農地ということで、転用の太陽
光発電に対しての転用ができる要件であるということですね、今回、除外の申請を出さ
れたところですよ。

議長 | ただ今、補足説明もありましたが、何か質問はありませんか。

4番 木原委員 | 今回の補足説明で納得はしたんですが、今までは、先月までは、私の方も農用地区域外だ
から文句は言えないというようなことを言ったと思うんですが、そういうことであれば、
今後は、どんどん出てくる可能性はあるということですよ。

事務局 | 第1種農地に関しては、特例として認めているのは、第3種農地を含めた総事業計画の
中の3分の1以内の面積であれば、1種農地でもいいですよ、というのを国は出してはい
ますけど、それ以外の特例は認めていません。第1種農地に関しては。
ただ、第2種、第3種についてはですね、特に、農地法の中で要件を満たしていれば転
用をしてもかまわないという風になっていますので、周りの現況等を踏まえて、10ha
未満であれば、そこを1種農地とはとらえられないということですね、許可せざるを得
ないということです。
農振の農用地であれば許可できないので、当然、今回のように除外の申請を出して
いただいて、その除外の申請の中でもですね、除外が適当であるかどうかというのを審議
した上でですね。

10ha未満であっても、それが除外が適当な場所でなければ、やはり許可はできな
い。最終的には除外ができなければ、転用もできないと。

ただ、場所的にすべての申請が山間部であり、一部は荒地であってということもあつ
てですね、除外を許可をせざるを得ないのかな、ということで受付をしたところですよ。

2番 鈴委員 | 平原さんがとこいの、ヤマジのあそこは、Kさんがとの他に畑があらせんけ。

5番 厚ヶ瀬委員 | Y・S君が、隣接地があつとなあ。

事務局 すみません。
その部分についてもですね、総面積を計算してみたら8haしかありませんでした。
Kさんから話があった時点で、すぐ全体の畑をですね。
Kさんが茶園にしている所も公簿上は山なんですが、現況が畑なので農地法の適用を
させていただきます、ということで、申請をしてもらう予定ですので。そこも含めた形で
8.4ha位しかなかったです。ですから10haない関係で、申請が上がってきたもの
をですね、却下することはできなかったです。

8番
鍋委員 すみません。さっきの田代の Kさんの分ですけど、ここのところの航空写真を見て
もですよ、たとえば荒田原のところ、それからちょっと離れたところに水田があるし、あ
と、ここは川床団地かな、こういう所がこうしてあるんだけど、こういうの中での農用
地というか、それはどこまで含めているのか、ただこの荒田原のところだけで見ているの
か。
近隣にこうしていっぱいあるんだけど、その面積的なのはどうなの。

事務局 線で囲ってありますよね、この範囲です。

8番
鍋委員 一つ一つが、別々の団地ということですか。
じゃ、ちょっとでも離れていれば、次の集団地ということですか。

事務局 です。 山で途切れていれば、それはもう分断されているとみます。
一ヶ所でも農地がつながってれば、同じとみますけど、完全に周りが山で囲まれてい
ればですね。

8番
鍋委員 大きな県道とかですよ、そういう道路は関係あるの、どうなの。
事務局 道路では、分断されません。

18番
安水委員 ちなみにですよ。こういった許可の件はですよ、農業委員会で、わざわざ時間を割いて
揉む必要なねたちごと。委員会の中で。
意見を出してもどうにもならんわけだから、それは許可が出るわけだから。わざわざ時
間を割いて揉む必要もねたちごと、その辺は。

事務局 農振の方が、農業委員会からの意見を求めている訳で・・・。

18番
安水委員 意見を求められても、意見は出せないし、こっちで断る条件もなんもないわけだから。
そんなに時間を割く必要もねたちごと。

4番
木原委員 国が認めたたれば、仕様がねとを。
ここで認めんければ、今度5条が上がったときな、認めがならんとな。

18番
安水委員 わざわざ確認審査に行くとか、時間を潰す必要もないような気もするけど。

4番
木原委員 要件を満たしちよつたで、事務局の方でもう・・・

18番
安水委員 わかるわけだから。

4番
木原委員 事務局長が、除外をしても良か、と認めれば・・・。

18番
安水委員 事務局で判断しもろっ、もう、動かしてもらえれば・・・。

事務局 いろんな案件が出てくるから、こういう場合には除外の対象になる、立地的に、規模的
になるとか、あるいは、こういう場合はならないんだとか、皆さんにも理解してもらわな
いといけないと思います。法に基づいて手続きをしている訳で・・・。
意見は、どんどん言ってもらっていいと思うんですけど。

議 長 県に上るときには、農業委員会が承認したとあって、上って行っわけをな。

8番 鍋委員 あのですよ。今、来年度以降に何か問題になりそうな、何んやっただけ、農地の機構の改革みたいなのが行われようとしているところだけど、例えば、荒れている、こういうソーラーののが出てきたからとあって、そういうものばかり進めて行って、実際に今度は、来年度以降に、そういう風なものが設置されて動かなきゃならなくなったときに、今度は、農地としての利用ちいうのが限定されてくるような。何か、また、変わってくるような気がするんだけど、そういうところなんか、今はまだ、全然考え方は別にして処理するという、そういう風なことしかできないわけですか。

事務局 農地の中間管理機構の話ですかね。そこはまだ、具体的には、どうなるというのは決まってないんですよ。今は、今の現行法の中で手続きを進めるしかない。国からもこういう風になるから待ってくれというような話は来てないです。

8番 鍋委員 どんどん、こういう風なので、農地がだんだん減っていくとなると、どうなるのかなあ、と考えるもんだから。

事務局 ただ、地元消化が優先されるらしいんですけど、地元で耕作する人がいない農地を中間管理機構に預けても中間管理機構もどうしようもないというようなものがあるみたいなんです。要するに、条件不利地しか集まっていけないということですよ。それを県のどこかの機関が預かって、どうにかしましよとあっても、どげんすれば良かちいうのが、話に出ているみたいで。だから、まだ具体的に、どういう方法でというのはないです。ただ、来年予算をつけて、方策をどうにか作って行こうという考え方はあると思います。

議 長 先ほどの調査報告も含めて、他に異議等はございませんか。

4番 木原委員 除外の要件を満たしていれば、・・・。

18番 安水委員 仕方ありません。

17番 寺田委員 異議なしよりも、仕方ありませんじゃ。

10番 平原委員 要は、農業振興を語り中を、こげんして除外を認めつけばを、そいは何やっただるかいち、思ごっあつであなあ。

2番 鈴委員 例えばを、その茶畑の話だけど、もう手が回らんち言う訳やっどがを。

10番 平原委員 ま、面積が多すぎて、もう年齢的に、ちとずっ減らそかいち、言うこっじゃった。

2番 鈴委員 今回の理由としては、それじゃっどん、今度また、どっかに、いっきそばに良か条件があつて、それを規模拡大で買うとか、あるいは借りるとかいうとき、案件が出てきたときには、そいは認むつと。

4番 木原委員 許可せんごっせんな、いかんないなあ。

事務局 それは、もう無いです。

10番 平原委員 この本人が、そう言ったで、そいはだめやっど。

4番 木原委員 そんた、許可せんごっ、せんないかんない。

事務局 | それは、無いですね。

2番
鈴委員 | 無いですね、ち、いう話じゃないと思うけどなあ。
たとえばを、ヤマジは手は回らんば、ここん上んとどま引き受ける、ち、いう話になつたときに、じゃー、いいですよ、ち、委員会は言わんないかんと、ち、言うとかい。

4番
木原委員 | 平原委員が覚えちよつでを、許可せんが、ち、言つもろえば良かとを。

10番
平原委員 | もうなあ、今、耕作面積が6町歩からあつたっち。で、もうちよつとずつ減がむかいち
いうような語いじゃったがを。

2番
鈴委員 | 今は、そいじゃい訳をなあ。

10番
平原委員 | 今は、じゃいば、だんだん年す取いほせえやればを、増えっ行つとがおかしはを。
ま、少つのないほせえやって思わんな、しょうがねとなあ。
本人にも言うたとを。今かい、お前どんが、一番、農業を語っていかんないかん人間
じゃろごつあつて、認定農業者でもあつどが、て、言うたたつどん、そこはを、そげん
しつ語いながいも、もうこらえつくいやい、ち、言うようなこつ言うた。

3番
東郷委員 | 一つ、いいですか。
今のこの問題は、場所ん悪りとかいは、皆んな止めて、借りたい人は、場所ん良かとか
いを借りたいわけをな。場所ん良かとかいを借ろち思えば、場所ん良かとかいは、こんな
のに目をつけられっ。
あとはお金の問題。たとえば、自分にしてん、茶の場合は、小作料は微々たるもので、
これに貸すれば金額も大きいもんだから、農家が借りがなつ土地ちいうのは、今からは、
それこそへき地でないと借りはならん、場所ん良かとかいは借いやならんち。
だから、考えようによつちや、おかしいとかいじゃったつどん。

10番
平原委員 | じやつどん、こん太陽光発電が、いっずい続つかを。

事務局 | 今がピークのような気がするんですけど。

1番
近川委員 | 今から、出て来やせんな。 反対に。

議 長 | いろいろな意見が出ましたが、他に質問、異議等がなければ、採決に入りたいと思いま
すが、よろしいですか。

委 員 | (委員の中から「はい」、「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
それでは、「議案第26号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)
について」を採決します。
お諮りします。
議案第26号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第26号 錦江農業振興地域整備計画
の変更(用途区分変更・除外)について」は、原案のとおり承認することに決定しまし
た。

以上で平成25年度第7回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

議長
(会長)

18番

19番

議事録調整者 折久木まり子